

東京都市計画地区計画の決定（港区決定）（案）
都市計画赤坂溜池地区地区計画を次のように決定する。

名 称	赤坂溜池地区地区計画
位 置 ※	港区赤坂一丁目地内
面 積 ※	約 1. 2 h a
地区計画の目標	本地区は、幹線道路である放射第 1 号線と環状第 2 号線の交差点（溜池交差点）に面するとともに、地下鉄溜池山王駅に近接した交通利便性の高い地区である。一方、溜池交差点の交通島においては、無信号の左折レーンを通行する車両と交通島を横断する歩行者動線の交錯や滞留空間の不足が生じ、歩行者の安全性の確保が課題となっている。 また、溜池山王駅から赤坂一丁目・虎ノ門方面へ向かうバリアフリー動線が不足しているとともに、通勤時間帯には溜池山王駅 9 番出入口付近で混雑が生じているなど、溜池山王駅へのアクセス性・歩行者空間の快適性の向上が課題になっている。さらに、溜池山王駅周辺における災害時の帰宅困難者への対応強化が求められている。 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和 3 年 3 月）」では、本地区は国際ビジネス交流ゾーン（六本木・虎ノ門）に位置し、地下鉄駅や幹線道路の交差点などを中心とした歩行者空間の充実、ネットワーク化が進み、回遊性の高い、みどりとにぎわいのある魅力的な複合空間を形成することが将来像として示されている。 「港区まちづくりマスタープラン（平成 29 年 3 月）」では、都市の魅力やにぎわいを備えた商業、文化、交流等の多様な集客機能及び業務機能の集積を更に促進することや、「六本木・虎ノ門地区まちづくりガイドライン（令和 4 年 8 月）」では、本地区は、本ガイドラインの対象区域（以下「大街区」という。）の北側に位置し、地域の特性を生かした国際ビジネス交流拠点としての都市機能の集積、地下鉄駅や周辺地域からのアクセスも含めた安全で快適な歩行者ネットワークの形成、駅と直結する広場の整備やバリアフリー動線の強化などを取組方針として示している。また「港区防災街づくり整備指針（令和 6 年 3 月）」及び「港区における首都直下地震被害想定調査・分析結果（令和 5 年 3 月）」では、帰宅困難者用の一時滞在施設の確保や、災害時に必要な情報を入手できる街づくりを必要としている。 これらを踏まえ、本地区では、土地利用の更新に併せて、溜池交差点の改良整備を行うとともに、周辺市街地へつながる地上・地下・デッキレベルでのバリアフリーに配慮した重層的な歩行者ネットワークを整備する。また、大街区の玄関口としてふさわしい文化・交流施設や商業施設と一体となった魅力的でにぎわいある駅まち一体空間の整備、国際色豊かな多様な都市機能の集積など、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進により、溜池山王駅周辺における安全・快適で利便性の高い市街地環境の形成と文化性豊かで魅力的な国際ビジネス交流拠点の形成を図る。さらに、周辺街区の豊かな緑と連続した緑化空間の形成、環境負荷低減に向けた取組及び災害時における一時滞在施設の確保により、緑豊かな地域特性を生かしたうるおいのある都市空間の形成と、溜池山王駅周辺の防災対応力の強化を図る。

区域の整備、開発及び保全に関する方針	公共施設等の整備の方針	1 道路の整備方針 溜池交差点における歩車動線の交錯を改善し、溜池山王駅周辺の安全で快適な歩行者空間を確保するため、溜池交差点の一部を改良整備する。 2 その他の公共空地の整備方針 (1) 大街区の玄関口としてふさわしい文化・交流施設や商業施設と一体となった魅力的でにぎわいある駅まち一体空間を創出するため、地下鉄連絡通路と周辺市街地へつながる動線の結節点となる地下鉄連絡広場を整備する。 (2) 特許庁前交差点周辺の人流を受け止め、歩行者ネットワークの交点として特別区道第 563 号線沿いの緑豊かな憩い空間と連続した広場を整備する。 (3) 広域歩行者ネットワークの拡充や利便性・回遊性向上のため、周辺市街地へつながる安全で快適な歩行者通路（デッキレベル）を整備する。 (4) 緑豊かで安全・快適な歩行者空間を確保するため、歩道状空地を整備する。 (5) 溜池山王駅 9 番出入口及び溜池交差点の横断歩道の混雑緩和を図り、快適で利便性の高い重層的な広域歩行者ネットワークを形成するとともに、災害発生時における溜池山王駅と周辺施設との安全で円滑なネットワーク形成を図るため、溜池山王駅直結の地下鉄連絡通路を整備する。
	建築物等の整備の方針	1 溜池山王駅周辺における安全・快適で利便性の高い市街地環境の形成と、国際ビジネス交流拠点にふさわしい魅力ある複合市街地を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の容積率の最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の建築面積の最低限度及び建築物等の高さの最高限度を定める。 2 安全で快適な歩行者空間や周辺市街地に配慮した緑豊かな街並みの形成及び地下鉄連絡広場として必要な空間確保を図るため、建築物の壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 3 溜池山王駅周辺の魅力を高め、良好な都市景観を形成するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 4 国際性・文化性を兼ね備えたにぎわいある魅力的な駅まち一体空間の創出と国際ビジネス交流拠点の機能強化へ向け、文化・交流施設や商業施設等を導入する。 5 溜池山王駅周辺の防災対応力を強化するため、災害時における一時滞在施設を確保する。

再開発等促進区	位 置		港区赤坂一丁目地内					
	面 積		約 1. 2 h a					
	土地利用に関する基本方針 ※		溜池交差点の改良整備や溜池山王駅と直結する地下鉄連絡通路や地下鉄連絡広場、周辺街区とつながるデッキレベルでの歩行者通路などの都市基盤整備を行うとともに、国際ビジネス交流拠点の形成にふさわしい土地の高度利用を図り、業務機能、商業機能、文化・交流機能等が高度に集積する複合市街地を形成する。 溜池交差点に面した部分には、地下鉄連絡広場に面して文化・交流機能や商業機能を配置することで、大街区北エリアの玄関口にふさわしい魅力的な駅まち一体空間を創出する。					
	主要な公共施設の配置及び規模 ※	種 類	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考	
その他の公共空地		地下鉄連絡広場	—	—	約 2, 5 0 0 m ²	新設 地下レベル：約 600 m ² 地上レベル：約 1, 150 m ² デッキレベル：約 750 m ² (面積には階段、昇降機を含み、にぎわいに資する施設（地上レベル約 50 m ² ）を除く。)		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種 類	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考	
		その他の公共空地	広場	—	—	約 2 0 0 m ²	新設	
			歩行者通路	3 m	約 2 0 m	—	新設 (デッキレベル)	
			歩道状空地	2 m	約 4 0 m	—	新設	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限 ※		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。				
		建築物の容積率の最高限度 ※		1 0 分の 1 2 0				
		建築物の容積率の最低限度		1 0 分の 6 0				
		建築物の建蔽率の最高限度		1 0 分の 8				
		建築物の敷地面積の最低限度		1, 0 0 0 m ²				

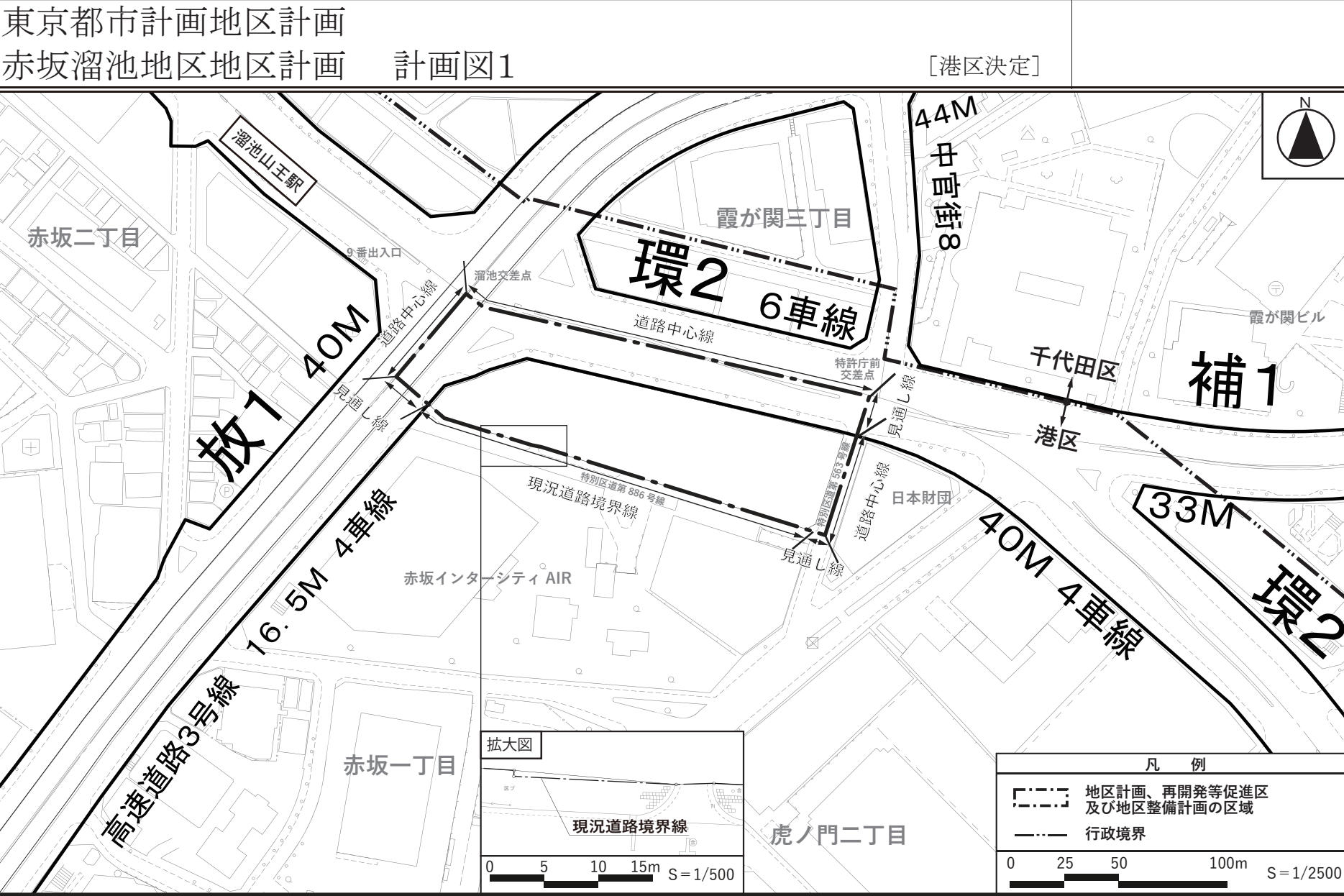
建築物の建築面積の最低限度	2 0 0 m ² ただし、タクシー乗り場の上家は除く。
壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に付属する門若しくは塀は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。 1 歩行者の回遊性、利便性及び快適性を高めるために設ける地下鉄連絡広場、広場、歩行者デッキ、階段、エレベーター、エスカレーター及びこれらに設置される屋根、ひさし、柱、壁その他これらに類するもの 2 地下鉄連絡広場のにぎわいに資する飲食店、物品販売業を営む店舗その他これらに類する施設 3 歩行者の安全性を高めるために設ける落下物防止柵その他これらに類するもの 4 地下鉄駅の出入口及びそれに付随する階段、エスカレーター 5 地下鉄連絡通路に係る給排気施設、消防設備の部分
壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面後退区域には、垣、柵、広告物、看板その他これらに類する交通の妨げとなるような工作物を設置してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。 1 花壇、植栽等 2 にぎわい形成や情報発信・文化性豊かな空間形成に資するベンチ・テーブル、サイン・サイネージ、パブリックアート 3 歩行者の回遊性、利便性及び快適性を高めるために設ける歩行者デッキ
建築物等の高さの最高限度	1 5 5 m 建築物の高さはT. P. +7.2mからによる
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物等の色彩は、周辺環境との調和に配慮した意匠とする。 2 屋外広告物は、周辺景観との調和や建築物との一体性に配慮した意匠とする。

※は知事協議事項

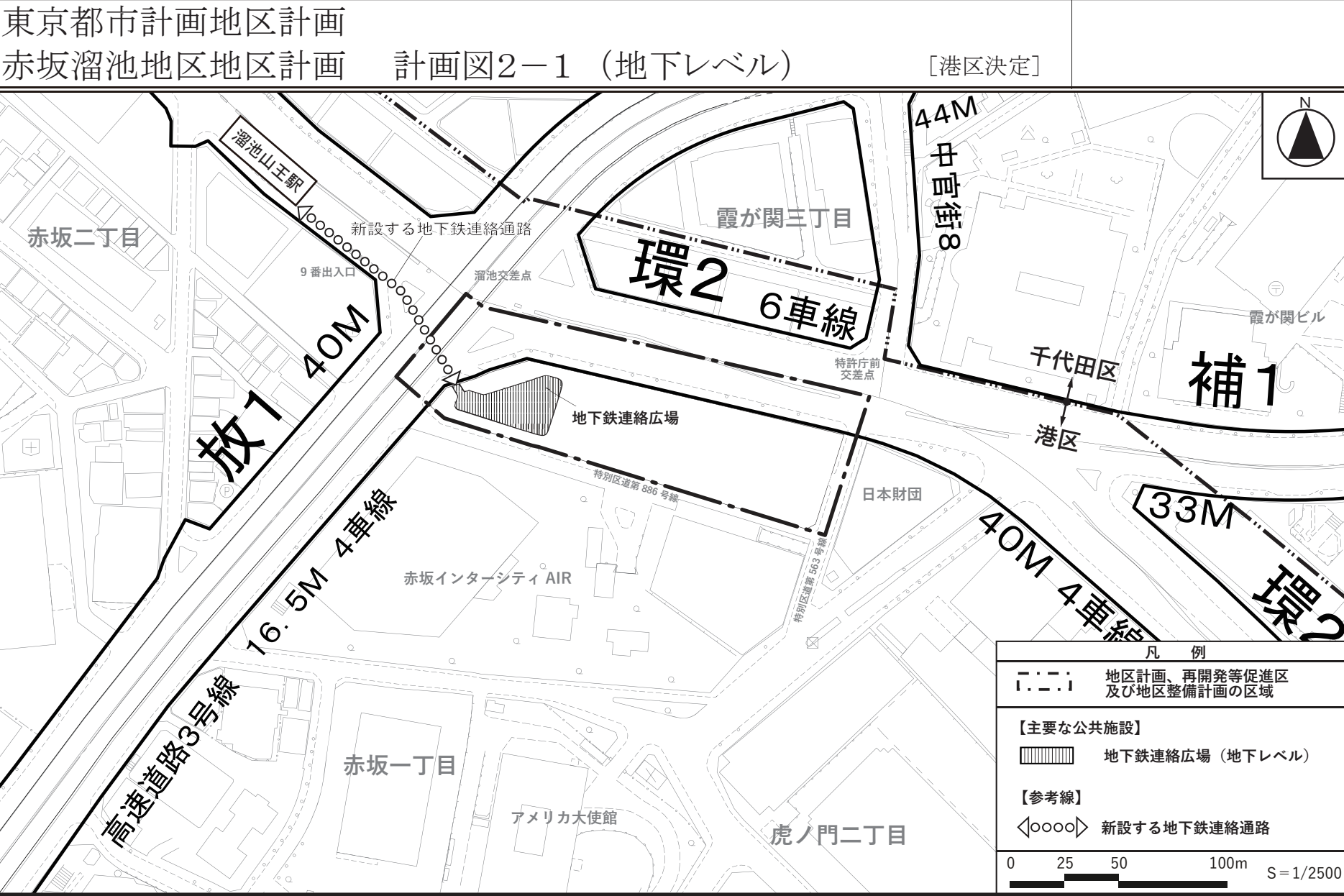
建築物の容積率の最高限度には、建築基準法第52条第14項第1号に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準(平成16年3月4日15都市建市第282号)Ⅱ3の用途に供する部分を除くことができる。

「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、主要な公共施設の配置、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図に示すとおり。」

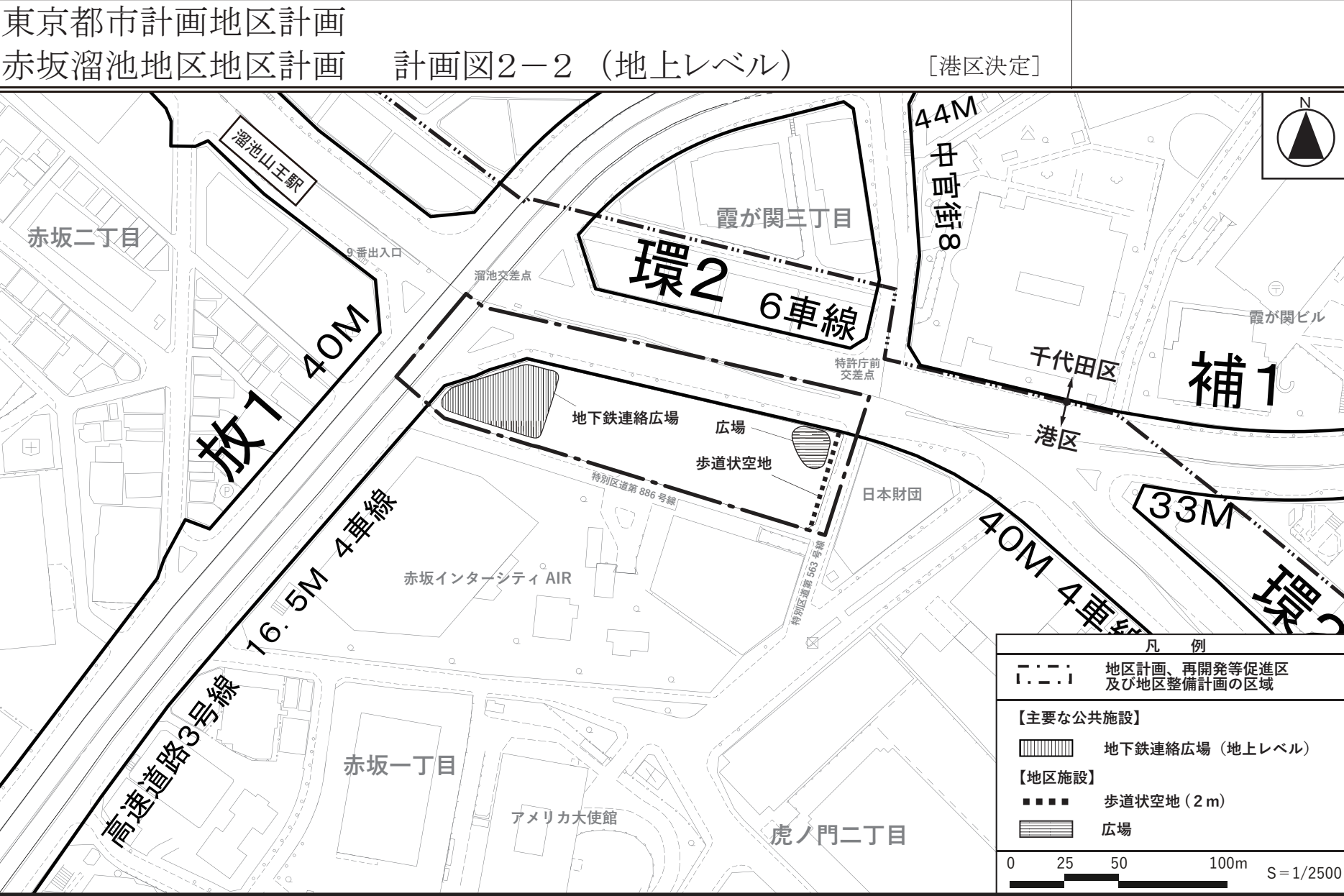
理由：市街地再開発事業による土地利用転換の動きに併せて、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図るため、地区計画を決定する。



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用(承認番号: 7 都市基交測第 148 号) して作成したものである。無断複製を禁じる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
(承認番号) 7 都市基街都第 109 号、令和 7 年 6 月 17 日



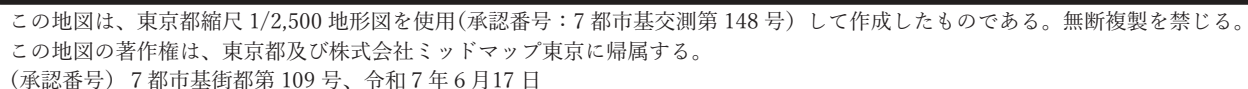
この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用(承認番号: 7 都市基交測第 148 号)して作成したものである。無断複製を禁じる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
(承認番号) 7 都市基街都第 109 号、令和 7 年 6 月 17 日



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用(承認番号：7 都市基交測第 148 号)して作成したものである。無断複製を禁じる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
(承認番号) 7 都市基街都第 109 号、令和 7 年 6 月 17 日

赤坂溜池地区地区計画

[港区決定]



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用(承認番号:7 都市基交測第 148 号)して作成したものである。無断複製を禁じる。

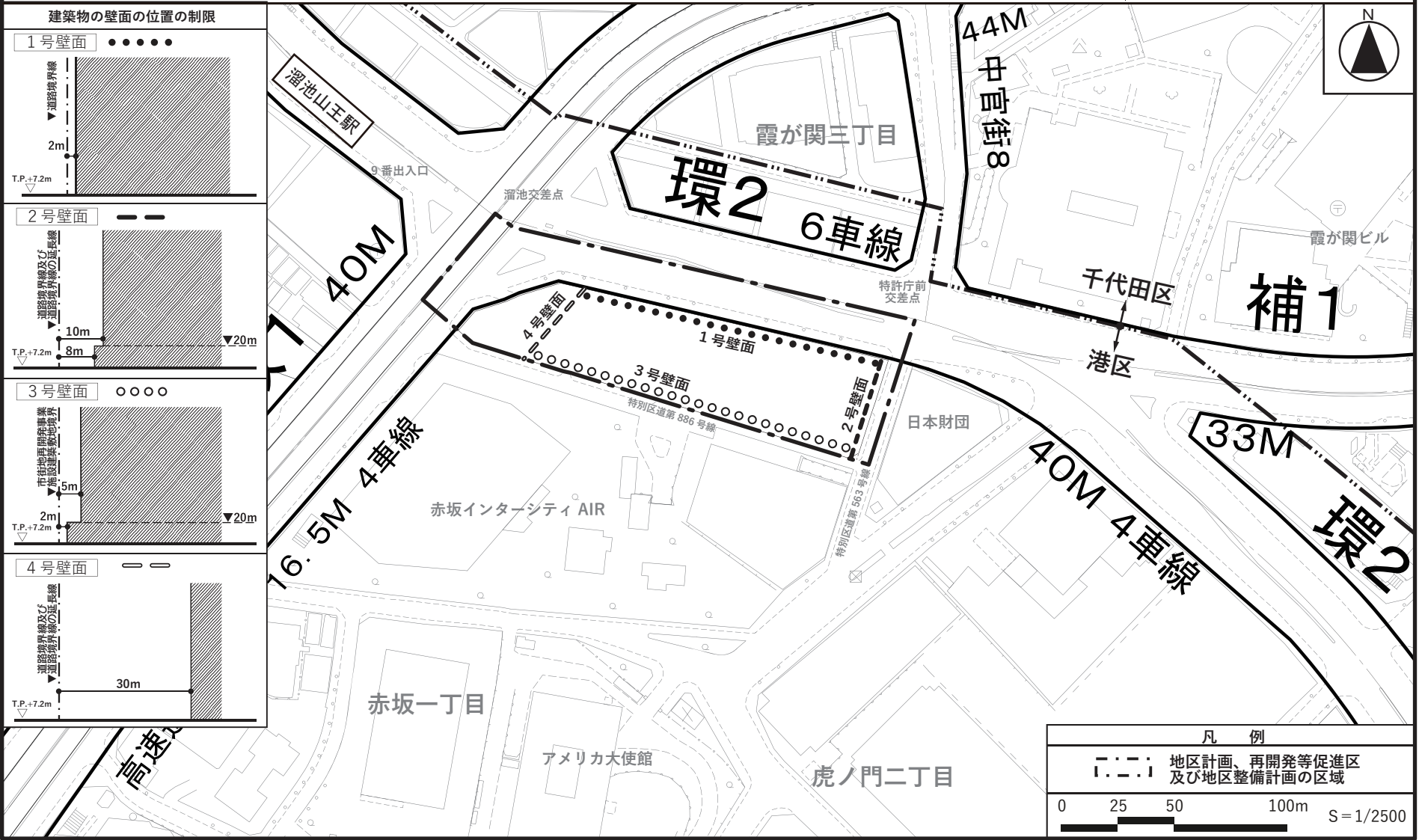
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

(承認番号) 7都市基街都第109号、令和7年6月17日

東京都市計画地区計画
赤坂溜池地区地区計画

計画図3

[港区決定]



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用(承認番号: 7 都市基交測第 148 号)して作成したものである。無断複製を禁じる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
(承認番号) 7 都市基街都第 109 号、令和 7 年 6 月 17 日

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画地区計画 赤坂溜池地区地区計画

2 理由

赤坂溜池地区は、幹線道路である放射第1号線と環状第2号線の交差点（溜池交差点）に面するとともに、地下鉄溜池山王駅に近接した交通利便性の高い地区である。一方、溜池交差点の交通島においては、車両と歩行者動線の交錯や滞留空間の不足が生じているほか、溜池山王駅からのバリアフリー動線の不足や、駅出入口付近で混雑が生じているなど、歩行者の安全性、駅へのアクセス性及び歩行者空間の快適性の向上が課題になっている。

本地区は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年3月）」では、国際ビジネス交流ゾーン（六本木・虎ノ門）に位置し、地下鉄駅や幹線道路の交差点などを中心とした歩行者空間の充実、ネットワーク化が進み、回遊性の高い、みどりとにぎわいのある魅力的な複合空間を形成することが将来像として示されている。

また、「港区まちづくりマスタープラン（平成29年3月）」では、都市の魅力やにぎわいを備えた商業、文化、交流等の多様な集客機能及び業務機能の集積を更に促進することや、「六本木・虎ノ門地区まちづくりガイドライン（令和4年8月）」では、地域の特性を生かした国際ビジネス交流拠点としての都市機能の集積、地下鉄駅や周辺地域からのアクセスも含めた安全で快適な歩行者ネットワークの形成、駅と直結する広場の整備やバリアフリー動線の強化などを取組方針として示している。

このような背景を踏まえ、溜池交差点の改良整備を行うとともに、周辺市街地へつながる地上・地下・デッキレベルでのバリアフリーに配慮した重層的な歩行者ネットワークを整備し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図るとともに、安全・快適で利便性の高い市街地環境の形成と文化性豊かで魅力的な国際ビジネス交流拠点を形成するため、面積約1.2ヘクタールの区域について地区計画を決定するものである。